

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

年 月 日

(甲)

印

(乙) 株式会社愛媛朝日テレビ

代表取締役社長 福田 正史

第1条 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、次の各号の何れにも該当しないことを表明し、確約する。

(以下、本項に該当する者を反社会的勢力という。)

- ①暴力団関係者等②暴力団関係企業等③総会屋等、社会運動等標ぼうゴロその他のゴロ④前三号に該当する者と社会的に非難されるべき関係を有している者その他前三号に準じる者
- ⑤前各号に該当しなくなってから10年を経過していない者

第2条 甲及び乙は、現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と関係がある者(以下、「反社会的勢力等」という)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明し、確約する。

- ①反社会的勢力等が経営・事業に関与すること
- ②反社会的勢力等又はその威力を利用すること
- ③反社会的勢力等に対して利益供与等の援助行為をすること
- ④反社会的勢力等であると知りながら、あえて取引すること
- ⑤前各号の他、役員、従業員その他事業に従事する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

第3条 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の以下のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、確約する。

- ①暴力団対策法に規定する暴力的不法行為等に関与する行為
- ②暴力団対策法に規定する暴力的要求行為に関与する行為
- ③上記①、②の他、暴力団対策法、愛媛県暴力団排除条例、松山市暴力団排除条例その他暴力団の排除に関する法令(暴力団の排除に関する条例を含む、以下同じ)に違反する行為
- ③法的な責任を越えた不当な要求行為
- ④脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為
- ⑤風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方その他の者の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- ⑥その他前各号に準ずる行為

第4条 甲及び乙は、自己の下請若しくは再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)について、次の各号のとおりであることを、表明し、確約する。

- ①自己の下請若しくは再委託先業者が第1条各号に掲げる者又は第2条各号に掲げる者に該当せず、将来においても第1条各号に掲げる者、第2条各号に掲げる者又は第3条各号に掲げる者に該当しないこと
- ②自己の下請若しくは再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除するなど関係を解消し、又は関係解消のための法的措置をとること

第5条 甲及び乙は、自己又は自己の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方が捜査機関に通報するに当たり協力することを表明し、確約する。

第6条 甲及び乙は、相互に相手方に対し、自己の名義を反社会的勢力に利用させないことを表明し、確約する。

第7条 甲及び乙は、相手方が本条各号の規定に違反し又はその他この表明・確約書が虚偽であることが判明した場合は、何らの催告を要さず、契約を解除されるなど一切の取引関係を解消されても異存がなく、これにより生じた一切の損害は、違反者が賠償の責に任ずることに異存がないことを表明し、確約する。

第8条 本表明・確約書における各用語の意義は裏面記載のとおりとする。

以上

附則 本表明・確約書における用語の定義は以下のとおりとする。

- 1 **暴力団関係者等** 下記の各号のいずれかに該当する者（法人その他の団体においては、団体の役員（「顧問」、「参与」、「議長」、「総裁」、「世話人」、「相談役」その他経営に関与しうると社会的に認められうる肩書の使用を許された者を含む）若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営に関与している者が下記の各号に該当すると認められる場合を含む。以下同じ）をいう。
 - イ **暴力団**（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に、暴力的不当行為等暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下、「暴力的不法行為等」という。）を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）
 - ロ **暴力団員**（暴力団の構成員をいう。）
 - ハ **暴力団準構成員**（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。）
 - ニ **準暴力団**（加入、脱退の観念がないなど明確な組織性はないが、集団で常習的に暴力的不法行為に関与していると認められる人又は法人の集まりをいう。）若しくは準暴力団に属する者（以下、この契約において「準暴力団等」という）又は準暴力団等との関係を背景に、その威力を用い、若しくは準暴力団と資金的なつながりを有する者をいう。）
 - ホ **特殊知能暴力集団等**（前記イからニに掲げる者以外の者であって、前記イからニに掲げる者以外の者との関係を背景に、その威力を用い、又は前記イからニに掲げる者以外の者と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- 2 **暴力団関係企業等** 下記の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 暴力団関係者等が経営し若しくは実質的にその経営若しくは運営に関与している企業、法人その他の団体
 - ロ 暴力団関係者等に資金提供を行うなど暴力団、準暴力団、特殊知能暴力集団等の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業、法人その他の団体
 - ハ 業務の遂行等において積極的に暴力団関係者等を利用し暴力団、準暴力団、特殊知能暴力集団等の維持若しくは運営に協力している企業、法人その他の団体
 - ニ 前記イからハに該当する企業、法人その他の団体の役員、従業員等
- 3 **総会屋等** 株式を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け又は受けようとしている者をいう。
- 4 **社会運動等標ぼうゴロ** 下記の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - イ **社会運動標ぼうゴロ**（政治運動以外の社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - ロ **政治運動標ぼうゴロ**（政治運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - ハ **新聞ゴロ**（総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員等の不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を行い又は行うおそれのある者をいう。）
 - ニ **会社ゴロ**（総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員等の不正等に付け込み、賛助会等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を行い又は行うおそれのある者をいう。）
 - ホ **公務ゴロ**（暴行、威迫する言動その他の不当な手段により、公務に従事する者に対し違法又は不当な行為を要求し又は要求するおそれのある者をいう。）
- 5 **その他ゴロ**（前記3、4に該当する者の他、個人、法人等を対象に不当な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 6 **前三号に該当する者と社会的に非難されるべき関係を有している者その他前三号に準じる者** 下記の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 前記1から5に該当する者の威力を背景として、暴力的不法行為等を行ったと認められる者
 - ロ 前記1から5に該当する者に暴力的不法行為等をさせ又はすることを依頼したと認められる者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第7号。以下、この契約において「暴力団対策法」という。）第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められる者。
 - ニ 暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められる者
 - ホ 暴力団対策法第11条、同法第12条、同法第12条の6に基づく中止命令等、同法第12条の4第2項に基づく指示を受けた者
 - ハ 暴力団対策法、愛媛県暴力団排除条例、松山市暴力団排除条例その他暴力団の排除に関する法令（暴力団の排除に関する条例を含む、以下同じ）に違反する行為をする者
 - ト 暴力団対策法、愛媛県暴力団排除条例、松山市暴力団排除条例その他暴力団の排除に関する法令違反の罪で、有罪判決を受け、その執行を終わりもしくは受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - チ 前記1から5に該当する者に対し、自らが前記1から5に該当する者である事実を隠蔽する目的であることの情を知って、自己の名義を利用させたと認められる者
 - リ 前記1から5に該当する者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど前記1から5に該当する者の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - 又 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって前記1から5に該当する者またはその威力を利用したと認められる者
 - ル 前記1から5に該当する者であると知りながら取引をするなど、前記1から5に該当する者を不当に利用し、活動を助長し又は運営に資する行為をしたと認められる者
 - ヲ その他前記1から5に該当する者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。次に掲げる行為をする者は、社会的に非難されるべき関係を有しているものと看做す
 - ① 相手方が前記1から5に該当する者であることを知りながら、その主催する催事に参加する行為
 - ② 相手方が前記1から5に該当する者であることを知りながら、繰り返し飲食を共にする行為
 - ③ 相手方が前記1から5に該当する者であることを知りながら、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為を受ける行為
 - ④ 冠婚葬祭などの名目で前記1から5に該当する者が多数集まる行事に出席する行為
 - ⑤ 前記1から5に該当する者が関与する賭博等に参加する行為
 - ⑥ 前記1から5に該当する者の活動の拠点において起居する行為

以上